

無料の場合は、「有料」
の文字を抹消

~~有 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 変 更 届 出 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~
~~有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書~~
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

提出年月日を記入

① 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

厚生労働大臣 殿

変更後の名称を記入

(ふりがな)

かぶしがいいしゃ ひろしまろうどうきょく

②申請・届出者 氏 名 株式会社 広島労働局

だいひょうとりしまりやく ひろしま じょう うちろう
代表取締役 広島 次郎

無料の場合は 6. 以外の全文
を抹消

- ~~1. 職業安定法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
~~2. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
~~3. 職業安定法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
~~4. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
~~5. 職業安定法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
~~6. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
~~7. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する・第 33 条の 3 第 2 項において準用する第 32 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。~~
~~8. 職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

記

③許可・届出番号	3 4 - ユ - 〇 〇 〇 〇 〇 〇	変更前の名称を記入してください。
④氏名又は名称 (ふりがな)	かぶしがいいしゃ ふくやまろうどうきょく 株式会社 福山労働局	
⑤所在地 (ふりがな)	〒 7 3 0 - 0 0 1 3 電話 0 8 2 (〇〇〇) 〇〇〇〇 ひろしまけんひろしましなかくはっちょうぼり 広島県広島市中区八丁堀〇-〇	
		変更前の名称を記入してください。
⑥事業所	(ふりがな) 名称 かぶしがいいしゃ ふくやまろうどうきょく 株式会社 福山労働局	
	(ふりがな) 所在地 ひろしまけんひろしましなかくはっちょうぼり 広島県広島市中区八丁堀〇-〇 □□ビル 2 階	

様式 6 号 (第 2 面)

⑦変 更 事 項	事業主・事業所名称の変更	
⑧変 更 前	事業主名：株式会社 福山労働局 事業所名：株式会社 福山労働局	
⑨変 更 後	事業主名：株式会社 広島労働局 事業所名：株式会社 広島労働局	
⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等	申請は事後報告となるので、 ⑪の年月日以降にご提出ください。	
⑪変更(廃止)年月日		
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由	名称変更したため	
⑭備 考	担当者：総務係長 〇〇 〇朗 TEL (082) 000-0000	

~~届出者（法人にあつては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条各号（第 3 号、第 10 号及び第 11 号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

~~また、同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第 24 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

お問合せ先：
広島労働局 需給調整事業課 TEL (082) 511-1066